年金を受給されているみなさまへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう!

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。
(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

問い合わせ　ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される方

年齢		
	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。）

平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から届きますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、平成27年2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された方ご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。（二重に控除を受けることはできません）

問い合わせ受付期間
11月4日～平成27年3月16日

○月～金曜日　9時～19時
○第2土曜日　9時～17時
※第2土曜日以外の土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問い合わせ
○ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル
☎0570-058-555
※番号が050から始まる電話からは
☎03-6700-1144

問い合わせ　市民安全部保険・医療課（庁舎1階）　☎43-0501

国民健康保険被保険者証が12月から変わります

現在お手持ちの国民健康保険被保険者証（被保険者証）の有効期限は11月30日です。12月1日からは新しい被保険者証で医療機関を受診していただくことになります。

新しい被保険者証は、11月中旬から11月下旬にかけて、国民健康保険加入世帯にお送りします。有効期限が満了したお手持ちの被保険者証は、各自で廃棄処分してください。

なお、11月上旬に市から別途通知のあった世帯については、税務課での納付相談後に保険・医療課で被保険者証を交付します。

問い合わせ
市民安全部保険・医療課（庁舎1階）
☎43-0500

11月は児童虐待防止推進月間

虐待はどこでも起こり得ます

育児不安やストレスの蓄積は誰にでも起こり得ることです。虐待は決して、特別な家庭で起こっているのではありません。

虐待を受ける子どもは苦しんでいます。同時に、虐待をしてしまう親たちもまた、苦しんでいるのです

たとえ「しつけ」のつもりでも…

たとえ「しつけ」のつもりでも、子どもに著しい苦痛をあたえること、子どもの成長に悪影響をあたえることは、虐待にあたります。親の都合や事情等は関係ありません。

大切なことは、子どもの視点や立場に立って考えることです。

あなたの一歩が親子を救います

虐待ではなかったとしても、通告者が責任を問われることはなく、秘密も守られます。

もし虐待を放置してしまうと、子どもの身体に重篤な障がいをおよぼすことや、最悪の場合は死につながることもあります。

虐待を未然に防ぐために、気になることがあれば、まず連絡してください。あなたの勇気ある声こそが、親子を救う希望の光なのです。

また、自分が「虐待をしてしまいそう」と感じたら、一人で悩まずに相談してください。

問い合わせ　福祉部子育て支援課（庁舎1階）
☎43-0441

○家庭児童相談室（子育て支援課内）
☎43-0441
○兵庫県中央こども家庭センター
☎078-921-9119（24時間ホットライン）
緊急時は迷わず110番を!
※あきらかに生命に危険があると判断されるときは、一刻も早く子どもを保護しなければなりません。すぐに110番通報してください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか?

給付金の対象となる可能性のある方には、すでに申請書類をお送りしています。まだ申請されていない方は、お早めに手続きをお願いします。申請書類を紛失された方は、給付金専用ダイヤル（☎43-0575）までご連絡ください。

申請期限が迫っています!

【臨時福祉給付金】
申請期限 **12月16日(火)まで(必着)**
※申請時には、本人確認書類・口座振込確認書類の写しの添付が必要となりますので、書類に不備がないことを十分ご確認の上、手続きをお願いします。

【子育て世帯臨時特例給付金】
申請期限
平成27年2月25日(水)まで(必着)

問い合わせ　福祉部社会福祉課・子育て支援課　給付金専用ダイヤル　☎43-0575

消費者生活相談窓口からのお知らせ

遠隔操作によるプロバイダ変更の勧誘トラブルご注意!

「通信料金が安くなる」などの理由で、インターネットのプロバイダを遠隔操作で変更する電話勧誘の相談が多数寄せられています。相談内容は「通信料金が安くなるという電話があったので、加入している大手電話会社からだと信用していたが、実際には違っていた」「よくわからないまま手続きしてもらったが、不安になり「やめる」と伝えると解約料を請求された」「言われたほど料金が安くならない」「通信速度が遅くなった」といったものです。

【消費者へのアドバイス】
○契約先を必ず確認して書面の交付を求め、事前に契約内容を確認しましょう。
○電気通信サービスにはクーリング・オフ制度が適用されず、いったん契約すると簡単に解約することは出来ません。解約料が発生する場合もあります。
○十分に検討してから契約しましょう。
○不要なら、あいまいな返事をせず、きっぱり断りましょう。

このような勧誘には、
①大手電話会社もしくはその関連事業者だと誤解させる勧誘をする業者がいる
②電話勧誘時の説明と実際の料金が異なる　③説明の中身を理解しづらい
④消費者に考える時間を与えないまま手続きをしようとする
などの問題があります。十分に注意しましょう。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

問い合わせ　加東市消費生活相談窓口（庁舎1階・市民安全部生活課内）　☎43-0502